

きずな通信

2021. 9月 No.197

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

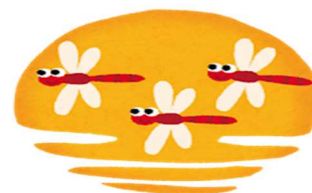
残暑お見舞い申し上げます！

なにかありましたらメール又はFAX (0985-29-5378)

にご連絡をお願い致します。

まだまだ、厳しい暑さとコロナウイルス感染が続いています。マスクに手洗い、換気の徹底に加え、こまめな水分補給や休息で熱中症を予防しましょう。夏バテなどなさいませぬよう、お体ご自愛下さい。

社会保険加入の事業所様へ



社会保険の算定基礎届の決定通知書が順次届いています。社会保険料の算定で等級が変更になる方もいらっしゃいます。保険料のお知らせを随時発送しておりますので、ご確認を宜しくお願い致します。9月分の保険料より変更になりますので、10月に支給される給与より変更をお願い致します。

* 給与の昇給・降給がありましたらご連絡をお願い致します。月額変更の対象に該当する場合があります。

(5月支払の給与によって月額変更該当する場合は9月支払いの給与より変更になる事になります。)

最低賃金が改正されます。



宮崎県の最低賃金を、令和3年10月6日(水)から1時間あたり**821円**とすることとなりました。なお、特定(産業別)最低賃金については現在審議中のため、決定次第お知らせいたします。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めた全ての労働者に適用されます。使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 最低賃金には次の賃金は含まれません。
 - (1) 賞与等の臨時の賃金
 - (2) 時間外労働等の割増賃金
 - (3) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

雇用調整助成金対象期間延長の予定です。



新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、9月末までとしている現在の助成内容を11月末まで継続することとする予定です。公表され次第お知らせ致します。